◎機器賃貸借 仕様書

1. 件名

児童見守り用GPS端末の賃貸借(R8年度小1分)

2. 賃貸借期間

令和8年6月1日~令和10年3月31日 (22か月)

3. 納入期限

令和8年5月27日

4. 納品場所

市内 23 小学校

(納品台数の内訳については、契約締結後契約業者に提示するものとする。)

5. 納品台数

1,200台

6. 機器仕様(基本機能)

- (1) 大きさは、児童がランドセルなどの通学用鞄等に入れて、安易に持ち 運びができるサイズ (65mm (W)、110mm (H)、35mm (D) 以内 重さ 100g 以内) であること
- (2) 児童が屋内及び屋外で持ち運ぶ際に、天候条件等に左右されることなく問題なく動作するとともに、生活防水機能を備え、契約期間の使用に耐えうる機器であること
- (3) GPS衛星を用いて児童の位置情報を適宜確認でき、GPSを用いた 位置情報検索サービスを提供できる端末であること、また、位置情報の 検索に伴う料金は発生しないこと
- (4) 家庭用電源 (AC100V) で充電、または使い捨て電池の取替えが利用者 自身で可能であること(家庭用電源で充電する場合は稼働時間が 24 時間 以上あるとともに、契約期間の使用に耐えうる機器であること)
- (5) 家庭用電源(AC100V)で充電する際に必要な充電器を同梱すること(USB ケーブルで充電する機器の場合は家庭用電源(AC100V)で充電するための変換アダプタは不要)
- (6) インターネットブラウザが使用できる端末から位置情報検索ができる こと。その際は、どの携帯会社、プロバイダー等からも位置情報の検索 ができること
- (7) スマートフォン等から利用する場合は、iOS 及び Android の最新 OS(入

札公告時における)を含む 3 世代のメジャーアップデートバージョンでの動作を保証することとし、インターネットブラウザは iOS (Safari)、Android (Chrome もしくは Edge) に対応していること

- (8) パソコン等の場合は、Windows 及び MacOS の最新 OS (入札公告時における) を含む 2 世代のメジャーアップデートバージョンでの動作を保証することとし、インターネットブラウザは Windows (Edge または Chrome)、Mac (Safari) で利用が可能であること
- (9) 保護者等が地図上で範囲を任意に設定でき、その範囲で児童の位置情報が検知された場合、保護者等へ通知する機能を備えていること

7. クラウドの利用環境

サービス提供するクラウド環境の管理及びデータ処理の拠点は日本国 内であること

- 8. 参考機種・型番(上記の機能を満たすものとして次を選定)
 ・NTTドコモ かんたん位置情報サービス バッテリータイプ
 他のメーカーでも上記と同等品以上であることを確認できれば可
- 9. その他
 - (1) 市公式アプリ(もっと寝屋川)を用いて「位置情報検索システム」が 起動できること
 - (2) 位置情報については、通常時において端末運用に支障がでない程度の 誤差であること
 - (3) 受注者は、個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を守ること。また、端末提供業者のみでなく、連携する位置情報検索サービス提供業者等についても、「個人情報取扱特記事項」を守ること
 - (4) 受注者は、納品までに機器の詳細設定等、使用に際しての必要な初期 設定、また、GPS端末と児童との結び付けを行い、各学校(クラス) ごとに納品するものとし、端末包装に端末番号、または児童名がわかる 表示をすること
 - (5) 発注者の要請に応じ、学校向け説明会及び利用者説明会で機器の使用 方法に関する説明を行うこと
 - (6) 保護者等からの問い合わせに対し、電話で対応できる窓口を有していること
 - (7) 機器の不備による故障は受注者が負担するものとする。
 - (8) 発注者が機器を紛失及び過失・故意により故障させた場合は、50 台分までは受注者が負担するものとする。

- (9) 修理、また、交換の際には、速やかに対応すること
- (10) 受注者は賃貸借期間が終了した時は、発注者の指示に従い、機器を納品場所(市内 23 校)で、引取りすること
- (11) 仕様書に記載のない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- 10. 担当課 教育政策総務課

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正管理)

- 第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、 き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければな らない。
- 2 受注者は、前項に定める必要な措置として、個人情報の取扱いに係る管理規程等 を整備するとともに、管理責任者を選定して管理体制を整備しなければならない。
- 3 受注者は、この契約における個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。) 及び保管場所を定め、入退室の規制、防犯防災対策その他の安全対策の措置を講じ なければならない。
- 4 受注者は、この契約の業務に着手する前に、前2項に規定する措置のうち、必要な事項について書面により発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

- 第4条 受注者は、この契約による事務に従事している者(以下「事務従事者」という。) に対し、次の各号に掲げる個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
 - (1) 在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
 - (2) 作業場所から個人情報を無断で持ち出してはならないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要と認めること。

(教育の実施)

第5条 受注者は、事務従事者に対し、この契約により遵守しなければならない事項、個人情報に関する法令等(寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例及び寝屋

川市個人情報の保護に関する法律施行細則を含む。)に関し、必要な研修を実施しなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外 の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うため に発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しては ならない。

(再委託の禁止)

- 第9条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理する ための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に当該事務を委託してはならない。
- 2 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託先において個人情報を適切に取り扱うことができることを確認した上で、その内容を発注者に報告し、再委託することについて発注者の承諾を受けなければならない。
- 3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も準用する。

(実地による調査等)

- 第 10 条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱について、この特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか受注者に報告を求め、必要があると認めるときは、実地の調査を行うことができる。
- 2 受注者が、委託業務の一部を再委託するときは、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者を通じて又は発注者自らが前項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第 11 条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、 又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(以下「資料等」 という。)を厳重に保管し、この契約が完了、その他の理由により終了し、又は解 除された場合は、直ちに発注者に返還し、又は引渡し、そのことを書面で報告する ものとする。ただし、受注者が資料等を直ちに発注者に返還し、又は引渡すことができない特別の事情があると発注者が認める場合は、受注者が資料等を廃棄又は消去し、そのことを書面で報告するものとする。

(事故発生時の報告)

第 12 条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあること を知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この 契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

- 第 13 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

 - (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認めるとき。